

補助金等調書

(2-1)

番号	11	担当課名	経済政策課	補助開始年度	平成29年度
補助金等の名称	印西市小規模事業者経営改善資金利子補給金				
交付要綱等の名称	印西市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱				
	終了年限の有無 (無 ☒ (平成33年度廃止予定))				
要綱に規定する 交付対象者	下記いずれにも該当する者。 ①株式会社日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金を受けている者。②市内に事業所を有し、登録の届出の際に1年以上継続して同事業を営んでいる者。③個人事業主にあつては、市内に居住し、かつ、本誌の住民基本台帳に記録されている者。④市税を完納している者。⑤印西市商工会の経営指導を受けている者。				
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別表とする。)		設立年月日	構成人数	
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・無) 有の場合は、類似団体数 ()				
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。)				
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額
	歳入	市補助金		71,085	1,021,000
		内訳	国庫補助金		
			県補助金		
			その他		
			一般財源	71,085	1,021,000
		会費			
		事業収入			
		その他			
		合計		71,085	1,021,000
	歳出	人件費			
		事務費			
		事業費			
		その他		71,085	1,021,000
		合計		71,085	1,021,000
	翌年度繰越金				
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ ☒ 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ			
		利子補給率は、融資年利率から1%を減じた率とし、年2%を限度とする。			

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	基本計画3-②-2「地域の生活を支える商工業の活性化」に該当。 小規模事業者の経営安定及び資金調達の円滑化を図るため、株式会社日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金による融資を受けた市内の小規模事業者に対し利子補給するものです。
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)
	予算編成時に融資額2億円、利子補給件数30件817,112円
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	予算額817,112円に対し71,085円支出 利子補給件数 21件
	④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。
	平成29年度の当該資金融資の融資額は277,900,000円で、融資件数は32件と小規模事業者にとって需要のある融資制度となっています。また、当該資金融資制度による融資を受けるためには、商工会からの経営指導、融資推薦などが不可欠であり、商工会との連携、支援がより一層図られることや会員の増強につながる等の効果が期待されます。
	⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)
担当課の判定	平成34年3月31日限り、その効力を失う。 平成29年度から開始した利子補給制度ですが、今後、制度を運営していく上で、商工会や利用者の意見を伺いながら継続・廃止等の検討をしていきます。
	⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。
	市内小規模事業者における当該資金融資の利用実績は、平成27年度で39件、平成28年度で26件、平成29年度で32件となっています。他市においても比較的新しく創設された利子補給制度で、県内では船橋市、野田市、松戸市、柏市、我孫子市などで行われています。今後、導入自治体の状況について、調査研究し方向性を示していきます。
	⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)
産業や観光の発展に寄与するもの	
小規模事業者の支援を行うことで、地域の経済・産業の振興・雇用の促進に寄与する。	
担当課の判定	☐ 拡大して継続 ☒ 現状維持で継続 ☐ 縮小して継続 ☐ 整理統合 ☐ 廃止
判定の理由	引き続き、小規模事業者の経営安定及び資金調達の円滑化を図るため利子補給を実施していきます。

近隣市類似補助金等の状況

補助金等名	印西市小規模事業者経営改善資金 利子補給金
-------	--------------------------

	補助率（定額補助の場合はその額）	補助上限額
成田市	年0.5%	償還利子の約定年率の2分の1の いずれか低い利率
佐倉市	制度なし	
四街道市	制度なし	
八街市	制度なし	
富里市	制度なし	
白井市	制度なし	
印西市	融資年利率から年1パーセントを減 じた率	年2パーセントを限度 ※利子補給の対象となる融資の額 は、2,000万を限度 小規模事業者経営改善資金（マル 経融資）を受けた日から5年以内 ※利子補給期間中に借換を行った 場合、借換後の融資は対象外

平成29年度～小規模事業者改善資金利子補給台帳

No.	事業番号		事業名称	業種	住所	連絡先	安全配慮	融資実行日	融資期間(元金返済)	融資金額	融資年利率	利息合計	利子補給率	平成29年補給額及び利子額
	1	2												
1	0001	0001	延保小売業				延保	平成29年4月17日	H29. 4. 17~H34. 4. 5(59回)	¥2,100,000	1.1%	¥105,382	0.1%	¥2,485,565 補給額 ¥25,083
2	0002		とび、土木工事業				延保	平成29年4月18日	H29. 4. 18~H36. 2. 25(82回)	¥20,000,000	1.1%	¥713,585	0.1%	¥14,455 ¥145,083
3	0003		電気工事業				延保・設備	平成29年4月24日	H29. 4. 24~H36. 5. 20(64回)	¥1,600,000	1.1%	¥80,701	0.1%	¥5,385 ¥54,310
4	0004		建設業				延保・設備	平成29年4月24日	H29. 4. 24~H33. 5. 20(49回)	¥3,000,000	1.1%	¥11,055	0.1%	¥2,070 ¥20,291
5	0005		建設業				延保・設備	平成29年4月12日	H29. 5. 12~H36. 5. 31(81回)	¥15,000,000	1.1%	¥548,940	0.1%	¥10,250 ¥103,441
6	0006		電気工事業				延保・設備	平成29年4月23日	H29. 5. 28~H34. 6. 15(60回)	¥2,000,000	1.1%	¥86,594	0.1%	¥1,715 ¥17,513
7	0007		建設業				延保	平成29年6月5日	H29. 6. 8~H33. 6. 25(49回)	¥2,200,000	1.1%	¥81,253	0.1%	¥1,272 ¥12,843
8	0008		電気設備業				設備	平成29年6月5日	H29. 6. 5~H34. 6. 5(60回)	¥2,500,000	1.1%	¥71,182	0.1%	¥1,337 ¥13,495
9	0009		ガス・ガス・ガス				延保	平成29年6月13日	H29. 6. 13~H36. 3. 25(81回)	¥10,000,000	1.1%	¥365,072	0.1%	¥5,756 ¥58,084
10	0010		飲食業				延保	平成29年7月7日	H29. 7. 7~H34. 7. 25(60回)	¥3,000,000	1.1%	¥98,446	0.1%	¥1,508 ¥15,227
11	0011		建設業				延保	平成29年7月2日	H29. 8. 2~H36. 6. 25(82回)	¥70,000,000	1.1%	¥703,106	0.1%	¥9,638 ¥87,471
12	0012		建設業(建物修繕・改修工事)				設備	平成29年8月7日	H29. 8. 7~H34. 7. 31(59回)	¥2,000,000	1.1%	¥57,155	0.1%	¥658 ¥6,756
13	0013		建設業				延保	平成29年8月10日	H29. 8. 10~H36. 6. 10(82回)	¥1,000,000	1.1%	¥27,029	0.1%	¥2,561 ¥25,851
14	0014		建設業(建物修繕・改修工事)				延保・設備	平成29年8月14日	H29. 8. 14~H34. 8. 5(60回)	¥2,500,000	1.1%	¥72,297	0.1%	¥850 ¥8,587
15	0015		建設業				延保・設備	平成29年8月14日	H29. 8. 14~H34. 8. 31(60回)	¥5,100,000	1.1%	¥146,654	0.1%	¥2,104 ¥21,235
16	0016		小売業				延保・設備	平成29年8月22日	H29. 9. 22~H34. 10. 20(50回)	¥3,000,000	1.1%	¥98,837	0.1%	¥8154 ¥8,154
17	0017		ビルメンテナンス業				延保	平成29年9月25日	H29. 9. 29~H36. 8. 5(82回)	¥12,000,000	1.1%	¥465,439	0.1%	¥2,459 ¥24,730
18	0018		建設業(小売業)				設備	平成29年10月5日	H29. 10. 6~H34. 10. 25(60回)	¥1,800,000	1.1%	¥51,872	0.1%	¥4,405 ¥4,405
19	0019		スキー用品製造販売業				延保	平成29年10月5日	H29. 10. 6~H36. 8. 25(82回)	¥12,000,000	1.1%	¥460,174	0.1%	¥2,500 ¥25,474
20	0020		建設業				延保	平成29年10月24日	H29. 10. 24~H36. 9. 10(82回)	¥20,000,000	1.1%	¥779,034	0.1%	¥2,853 ¥29,154
21	0021		建設業				延保	平成29年11月15日	H29. 11. 15~H31. 11. 15(24回)	¥1,500,000	1.1%	¥17,418	0.1%	¥140 ¥1,414
		計								¥152,800,000		¥5,088,018		¥71,085 ¥717,422



第2号様式（第5条）

印西市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付申請書

平成30年1月31日

印西市長 板倉正直 様

住 所
氏 名又は
法人名（代表者）
電話番号



印西市小規模事業者経営改善資金利子補給金の交付を受けたいので、関係書類を添付し申請します。

融 資 金 額	¥3,700,000 円（融資年利率： 1.11 %）
利子補給対象期間	H29年 4月 17日から H29年 12月 31日
利 子 補 給 率	年 0.11 %
支 払 利 子 額	¥25083 円
利子補給申請額	¥2485 円
添 付 書 類	1. 株式会社日本政策金融公庫松戸支店が発行する支払済証明書 2. 申請者が個人事業主の場合は住民票及び直近の納税証明書（市民税、固定資産税及び都市計画税）、申請者が法人の場合は法人住所証明書及び直近の納税証明書（法人市民税、固定資産税及び都市計画税）

- 注1 利子補給対象期間は、毎年1月1日（融資を受けた初年度は、融資を受けた日）から12月31日までの期間のうち、利子が発生した期間を記入してください。
- 2 利子補給率は、融資年利率から年1%を減じた率を記入してください。（年2%を限度）
利子補給率＝（融資年利率－年1.0%）
- 3 支払利子額は、利子補給対象期間に支払った利子額を記入してください。（延滞利子額、返済条件変更に伴い増加した利息額及び利子補給期間中に借換を行なった場合の借換後の融資利子額は除く。）
- 4 利子補給申請額は、次の計算式で求めた額（1円未満切り捨て）を記入してください。
利子補給申請額＝（支払利子額×利子補給率）÷融資年利率
- 5 添付書類2に係る証明書は、次の同意書により添付を省略することができます。

同 意 書

私は、印西市小規模事業者経営改善資金利子補給金の交付を受けるに当たり、私に係る次の書類の内容について、確認されることに同意します。

- 申請者が個人事業主の場合
住民票及び納税証明書（市民税、固定資産税及び都市計画税）
- 申請者が法人の場合
法人住所証明書及び納税証明書（法人市民税、固定資産税及び都市計画税）

氏名又は（法人名）
（代表者）





第3号様式（第6条）

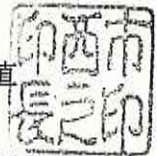
印西市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付決定（却下）通知書

印西経指令第800号

平成30年3月8日

様

印西市長 板倉 正直



平成30年1月31日付けで申請のあった印西市小規模事業者経営改善資金利子補給金の交付について、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

決定	利子補給金交付決定額	2,485円
	利子補給対象期間	平成29年4月17日から平成29年12月31日
	利子補給率	年0.11%
却下	理由	

改正

平成30年1月31日告示第19号

印西市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小規模事業者の経営の安定及び資金調達の円滑化を図るため、株式会社日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金の融資を受けた市内の小規模事業者に対し、予算の範囲内において交付する利子補給金に関し、印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 利子補給金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金による融資を受けている者であること。
- (2) 市内に事業所を有し、第4条に定める登録の届出の際に1年以上継続して同一事業を営んでいる者であること。
- (3) 個人事業主にあつては、市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (4) 市税を完納している者であること。
- (5) 印西市商工会の経営指導を受けている者であること。

(利子補給率等)

第3条 利子補給率は、融資年利率から年1パーセントを減じた率とし、年2パーセントを限度とする。

- 2 利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間（融資を受けた初年度は、当該融資を受けた日から12月31日までの期間）に支払った利子額（延滞利子額、返済条件変更に伴い増加した利息額及び利子補給期間中に借換を行った場合の借換後の融資利子額は除く。）に前項の利子補給率を乗じ、融資年利率で除して得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 利子補給の期間は、融資を受けた日から5年以内とする。
- 4 利子補給の対象となる融資の額は、2,000万円を限度とする。

(登録の届出)

第4条 利子補給金の交付を受けようとする者は、印西市小規模事業者経営改善資金利子補給金登録届（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、融資を受けた日から1か月以内に印西市商工会を經由して、市長に届け出なければならない。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫松戸支店が発行する返済予定表
- (2) 印西市商工会に提出をした借入推薦依頼書及び添付書類の写し

(3) 印西市商工会に提出をした市税の納税に関する書類等の写し
(交付の申請)

第5条 前条の届出をした者が利子補給金の交付を受けようとするときは、印西市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付申請書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、利子を支払った翌年の1月末までに印西市商工会を経由して、市長に提出しなければならない。ただし、第2号及び第3号に掲げる書類については、申請者の同意の下に、市が保有する公簿等によりその情報が確認できる場合は、これを省略することができる。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫松戸支店が発行する支払済証明書
- (2) 個人事業主にあつては住民票、法人にあつては住所証明書
- (3) 市税納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかに内容を審査の上、利子補給金の交付の可否を決定し、印西市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付決定（却下）通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(利子補給金の請求)

第7条 利子補給金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、利子補給金を請求しようとするときは、印西市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付請求書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(変更及び廃止の届出)

第8条 交付決定者は、第5条の申請書の記載内容に変更が生じたとき、又は事業を廃止したときは、印西市小規模事業者経営改善資金利子補給金事業変更・廃止届（別記第5号様式）に変更の内容又は事業の廃止を証する書類を添えて、印西市商工会を経由して、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付の決定を取消し、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき。
- (2) 事業を中止又は廃止したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示

の失効前にこの告示の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお、従前の例による。

附 則（平成30年1月31日告示第19号）

この告示は、公示の日から施行する。